前回(平成24年度第3回)審議時における委員からのご意見ご質問(概要)

事後調査について(1/3)

委員からのご意見ご質問

【读井委員】

〇事後調査の期間 (終了時期)

・報告書作成時期は、法律の場合は固定化されているが、条例は柔軟に対応するとしている。

これは、今の法改正の内容、つまり、順応的な 検討をしながら、**いつ終わるかを決めるという考 え方と整合性はあるという解釈でいいのか。**

〇客観的かつ科学的検討

・審議会の関与は条例の中では義務づけられていないので、**客観的かつ科学的な検討というのはどうやって担保するのか。**それを、今後も、運用でやっていけるという考え方なのか。

事 務 局 説 明

・準備書段階で事後調査計画の審査を行っており、市長意見(審議会答申)において、「調査期間については、専門家の意見を聞きながら適宜見直しを行うこと」のような意見を述べるなど、現行の制度においても柔軟な対応は可能であり、法との整合性は取れていると考えている。

・指摘のとおり、事後調査報告書の縦覧後、審議会関与の手続がないため、客観的かつ科学的な検討が行われないことが課題と考えている。

審議会関与の手続を追加することにより、指摘 のような対応が可能になると考える。

【佐藤会長】

〇確認のための簡単な事後調査

・山本公園準備書の際、条例に基づく事後調査を 行うのは結構ハードルが高いような実感を持っ た。

事後調査をきちんと行うと大変な作業で、費用 もかかると思うが、もう少しすんなりとできるよ うなに規則で決められないものか。

例えば、交通の予測というのは、交通量が間違っていたら騒音は当たらない。交通量の推測は、相当、不確定なものを含んでいる。

目標値よりも下がっているかどうかをきちっと確認するなど、**簡単なことでも結構なので、事業者に確認してもらうような規定はできないものか。**

【吉田委員】

○事後評価の重要性

アセスメントであるから、予測したことが外れることもあるので、事後評価をすることは重要。

- ・これまで、事後調査については、すべての項目 について一律に実施するのではなく、項目ごとに 予測の不確実性と影響の重大性に応じて、実施の 必要性を判断してきたところである。
- ・予測が不確実なものについては、従来どおり事 後調査の対象とすることが可能。

委員からのご意見ご質問 (要旨)

【村尾副会長】

- 〇事後調査報告に対する審議会の立場
- ・<u>審議会としてどの立場にあるべきかを考える必</u> 要がある。
- ①報告書に対して科学的見地にのっとって、きちんと意見を述べる
- ②まずいことが起こったときに、どうやれば影響 が最小限に済むかという立場から、アドバイザ ー的にこうやったらどうかという言いかたを する。

【吉田委員】

- 〇専門家(審議会)からのアドバイス
- ・予測したことが外れた後、<u>事業者が運営管理を</u> する中でのアドバイスは可能ではないか。
- ・この審議会でみんなが口をそろえてというよりは、専門の方々の中でポイントとなることを運営管理なり維持管理なりの中で、こうした方がよろしいですよと、出てきた報告書に対してもう一言ぐらい言ってあげてもいいと思う。

事 務 局 説 明

・事後調査報告書に対する市長意見と審議会関与 の手続を追加することにより、個々の事例に応じ て科学的見地からの意見、アドバイバイザー的な 言い方、どちらの立場で意見を言うことも可能と 考える。

【遠井委員】

- 〇再調査の実施に関する規定
- ・事後調査と再調査は区別があると思うが、<u>再調</u> 査については、現行の条例ですることができるの か。
- ・チェックをする中で、かなり重大な影響が出るのではないか、予測が失敗したのではないかということが出てきた場合に、もう一度、再調査を実施して、事業の見直し、あるいはミチゲーションをやる可能性がある。

命令までいかなくても、再調査をすることができるということがあれば、そういう可能性が開かれているというふうになると思うが、その辺、現行はどうか。

・許可の取り消しができない以上、最後のストッパーとして、再調査を命ずることができる手段があるということが一つの抑止効果になる。

- ・再調査についての規定はない。
- ・事後調査報告書に対する市長意見と審議会関与 の手続を追加することにより、指摘のように事業 者に再調査の実施を促すことは可能と考える。
- ・なお、条例第 42 条に「実態調査」についての 規定があり、評価書に記載された関係地域におけ る環境の状況又は事後調査計画書に記載した環 境保全措置の実施状況が評価書に記載されてい るところと異なっていると認められる場合その 他必要と認める場合に、環境の保全の見地から (市職員が)実態調査及び報告徴収を行うことが できるとされている。
- ・さらに、条例第 50 条において、それが<u>事業者</u> の責めに帰すべき事由によるものであり、環境の保全に支障を及ぼすおそれがあると認められる 場合は、勧告、公表することができると規定されている。

(次ページに続く)

委員からのご意見ご質問

事 務 局 説 明

- ・なお、事業着手後の規定ではないが、条例第34条において、評価書手続終了後5年を経過して工事に着手しようとするときは、環境の状況に変化が生じ、手続を行った時点の予測評価の前提がくずれる可能性が大きいことから、必要に応じて方法書からの手続の再実施を要請することができるとされている。この際には、審議会の意見を聴かなければならない。
- ・また、一般に、環境の保全に支障を及ぼす場合は、環境に関する個別法により規制を受ける場合もある。

【村尾副会長】

〇追加調査・再調査に関する規定について

・審議会が関与する場合、<u>追加調査や再調査については、条例の中でこういう項目については再調査があり得るということをきちっと述べておく必要がある</u>と考える。

例えば、騒音の予測で交通量が大きく違ってしまった場合や、新たな貴重種が見つかった場合である。

あるいは、一歩譲っても答申にこういったものが 見つかったら再調査が必要であるということを きちって述べておかないと、報告書が返ってきて から、再調査というのは難しい。 ・指摘のとおり、条例、規則、技術指針などにおいてあらかじめ追加調査、再調査があることを規定しておくことは可能と考える。

この場合、すべての案件に公平に適用される利 点があるが、具体的な条件をどのように設定する かが課題である。

・一方、現行においても、準備書段階で事後調査 計画の審査を行っていることから、当該事業の種 類や立地条件などの特性に応じて追加調査や再 調査が必要となる可能性がある場合は、追加調 査、再調査が必要である旨の意見を述べることは 可能である。

この場合、あらかじめケースを特定しないため、柔軟な運用が可能な利点がある。

【吉田委員】

〇現行事後調査の課題(一方通行性)

- ・事後評価について、審議会としては当初の環境 保全の目標を達成しているかどうかという目で 見るが、事業者は結果のみを報告しており、<u>お互</u> **いに意識のずれがある。**
- 一方通行のやりとりでなく、 ほかの代替手段か、制度上の事業者見解書を書くときのポイント みたいなところを言うか、そういった工夫が必要 ではないか。
- ・現行は、事後調査報告書において、調査結果に 対する評価を記載することになっていないため、 評価を記載する旨の規定について検討する。
- ・事業者見解書の作成や審議会関与の手続を追加 することにより、一方通行のやりとりを改善する ことができると考える。